

第2回 横須賀市教育振興基本計画

策定検討委員会議事録

【日時】 平成22年(2010年)7月14日(水) 10時~12時00分

【場所】 横須賀市役所301会議室

【出席委員】

委員長	小林宏己	委員	佐野泰史
副委員長	芳川玲子	委員	鈴木安則
委員	小谷孝夫	委員	長谷川昇明
委員	齋藤幸次	委員	北條文明
委員	佐々木由美子	委員	松本敬之介

【教育委員会 出席者】

管理部長	井手之上	修
生涯学習部長	外川昌宏	
管理部総務課長	秋本丈仁	
管理部教育政策担当課長	大川佳久	
管理部教職員課長	高橋淳一	
管理部学校管理課長	藤田裕行	
生涯学習部生涯学習課長	平澤和宏	
生涯学習部学校教育課長	中山俊史	
生涯学習部学校保健課長	飯島幸夫	
生涯学習部スポーツ課長	伊藤学	
教育研究所長	阿部優子	
生涯学習部教育情報担当課長	野間俊行	
中央図書館長	根本博行	
博物館運営課長	横山治久	
美術館運営課長	石渡尚	

【事務局】

管理部総務課教育政策担当	藤井主査、佐藤主査指導主事、北原指導主事、 中川指導主事、田中主任
生涯学習部生涯学習課	金谷
生涯学習部スポーツ課	岡本主査、青木

《開会》

(小林委員長)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回目の横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会を始めさせていただきますと思います。

議事に入ります前に、本日の定足数及び傍聴の関係について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日の会議の定足数及び傍聴について、ご説明いたします。「横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会設置要領」第4条第2項の規定により、本委員会の開催にあたっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員10名全員が出席されていますので、委員会は成立しております。

また、この会議は、公開を原則とし、傍聴の定員を10名としております。本日は、傍聴人はございません。

(小林委員長)

それでは、議事に入りますが、まず、会議資料について、事務局から確認をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の会議資料について確認させていただきます。事前に2回に分けて、送付させていただきましたが、本日の次第、資料1「横須賀市教育振興基本計画（骨子案）」という冊子、資料2-1から資料2-3につきましては、骨子案の概要として、各編の目標名・施策名・主な事業名を示した体系図となっております。

資料3につきましては、前回の策定検討委員会の際に、資料作成依頼がありました「横須賀市の子どもの数の推移」です。これは、横須賀市の都市政策研究所が平成20年1月に行いました将来人口推計を基に作成しておりますが、未就学児・小学生・中学生とも右肩下がり減少する推計となっております。

資料4-1から資料4-3につきましては、前回の策定検討委員会の際にも速報版として提出させていただいたアンケートです。集計結果について、説明文などを加えるとともに、社会教育編・スポーツ編につきましては、自由意見を追加記載いたしました。今回のものを最終版とさせていただきます。

資料5「よこすか未来人プラン」中間検証報告書につきましては、現行の横須賀市基本計画である「よこすか未来人プラン」について、平成21年度までの実績をまとめるとともに、学識経験者の方から意見をいただき、整理したものですので、参考にご覧いただければ

ばと思います。

資料6「審議会等における意見について（概要）」につきましては、今回骨子案としてお示しさせていただきましたが、その前の段階の資料について、社会教育委員会議、スポーツ振興審議会及び教育委員にご覧いただき、それぞれいただいたご意見を整理したものです。なお、各会議終了後に、意見をいただく期間を設けたため、骨子案作成までに検討しきれなかった意見も多数あります。主には、「考え方・対応など」で「検討課題とします」と記載しているものですが、これらにつきましては、素案作成までに、本日の会議でいただきます意見とともに検討してまいります。

資料5及び資料6につきましては、送付が会議直前になってしまいましたことをこの場をお借りしてお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

また、本日、追加資料として、『「横須賀市の教育について」意見募集の結果について』を席上にお配りしております。これは、「広報よこすかお知らせ版」と「横須賀市教育振興基本計画のホームページ」におきまして、6月25日頃から7月7日まで募集をしております、横須賀市の教育についての意見募集の結果について、まとめたものです。意見については、全部で4件あり、それぞれ意見の内容につきましては、別紙のとおりとなっております。これらの意見につきましても素案作成にあたり参考といたします。

なお、参考資料といたしまして、「教育振興基本計画（文部科学省）」、「よこすか未来人プラン」、「教育委員会点検・評価報告書（平成20年度対象）」、「教育要覧（平成21年度版）」につきましては、会議用のものを席上にご用意させていただいております。

以上で本日の資料についての説明を終わります。

（小林委員長）

それでは、次第の1「横須賀市教育振興基本計画（骨子案）について」に入ります。（1）から（4）までについて、一括して事務局から説明を受け、その後に、各委員からご質問やご意見をいただいきたいと思っております。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

（北條委員）

今日この会議でのゴールというのが、はっきりと見えないのですが、教えていただけますか。

（小林委員長）

そのことも説明のなかに含まれていると思っておりますので、まず聞いていただくということでもよろしいでしょうか。

（教育政策担当課長）

それでは、骨子案の全体構成についてご説明いたします。

まず、全体の構成についてですが、資料1「横須賀市教育振興基本計画（骨子案）」を1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

目次の下にも記載しておりますが、計画の全体イメージをつかんでいただくため、現段階で想定している構成案を、目次として掲載しております。

そのうえで、今回骨子案として、掲載している部分につきましては、網掛けをして黒く塗っております。

全体の構成についてですが、まず「1 はじめに」で、計画策定の趣旨や位置付けなどについて記載しております。

次に、2「目指す教育の姿・目指す子ども像」のところで、計画期間全体である、11年間を通じて目指す教育の姿、そして、目指す子ども像について、記載しております。

また、今回の骨子案に含まれていない、計画全体イメージにつきましては、目指す教育の姿・目指す子ども像、そして、学校教育編・社会教育編・スポーツ編の目標・施策を整理した全体の体系図を素案の段階で掲載する予定です。

3～5は、学校教育・社会教育・スポーツの各編となっております。

各編の詳細については、後ほど各担当課からご説明いたしますが、構成としましては、最初に、各編の「現状と課題」について記載しております。その「現状と課題」を受けて、今後3年間の取り組みの方向性として、目標・施策・事業を位置付けることとしています。

なお、今後3年間とありますのは、11年間の計画を3年、4年、4年の3つに区分した最初の3年間という意味で、これは、横須賀市の基本計画が11年間の計画で、基本計画に基づいて、実施する市の主な事業について定める実施計画が、3年、4年、4年を期間として定められることと、整合を図っています。

従いまして、3年目と4年目には見直しを行い、必要に応じて修正を加えてまいります。

目標や施策については、なるべく具体的に記載し、学校教育編を例にとりますと、目標として、「1子どもの「学び」を高めます。」を掲げ、その目標を達成するための施策として「教育活動の充実」などを挙げています。

そして、「教育活動の充実」という施策についての具体的な事業として、事業1「学力向上推進事業」、事業2・・・というようにいくつかの事業を掲載しています。

なお、事業につきましては、今回の骨子案では事業名だけの掲載となっておりますが、今後、素案では、事業の概要と3年間の行動計画を掲載いたします。また、記載している事業については、新規のもの・現在実施しているものを含め、教育委員会として実施していきたいというものですが、厳しい市の財政状況のなかで、確実に実施できるというものではありませんことをご理解いただければと思います。

このような形で、1つの目標に、いくつかの施策、そして1つの施策について、いくつかの事業という形に整理しております。

以下、学校教育編の目標2から、スポーツ編の目標3までを同様の形で整理しておりま

す。

また、各編では、計画の進捗状況を測るために参考指標をいくつか設定いたします。具体的な指標については、今後検討し、素案に盛り込みます。

次に、5 スポーツ編の「＜参考＞スポーツ振興基本計画としての位置付けについて」ですが、スポーツ編につきましては、横須賀市のスポーツ振興基本計画を兼ねることとしているため、スポーツ振興基本計画の策定趣旨などについてを、ここに記載したいと考えております。

最後に、6 関係資料についてですが、計画については、なるべく分かりやすい表現を心がけてまいりますが、補足説明が必要な用語を使う場面も予想されますので、用語の解説を設ける予定でございます。

また、本日資料としてお出ししています、子どもの数の推移など、検討に使用した関連資料を掲載いたします。

検討体制・検討経過につきましては、この策定検討委員会を含めて、記載する予定としております。

次に、1 枚おめくりいただいて、1 ページをご覧ください。

「1 はじめに」の部分でございます。

ここでは、(1) で策定の趣旨として、今までの経緯や全体的な説明を、(2) では、国の教育振興基本計画や横須賀市の基本計画との関係について、(3) では、11 年間の計画期間と3年・4年・4年という見直し時期について、2 ページの(4) では、計画の進行管理は、教育委員会の点検・評価という方法で行うことについて、(5) では、計画の構成についての説明、(6) では、計画の対象範囲について記載しております。

1 枚おめくりいただいて、3 ページをご覧ください。「2 目指す教育の姿・目指す子ども像」についてです。

まず、今後 11 年間を通じて目指す教育の姿についてですが、今回、案として、「学校・家庭・地域社会が、相互に信頼し、協力しながら、それぞれの関わりのなかで、横須賀の子どもを育てている」とし、併せて、学校・家庭・地域社会・教育委員会のそれぞれが、「こういう状態になっていることを目指す」というものを設定しています。

このテーマを設定した理由としましては、下の枠で囲われている部分に記載のとおり、家庭や地域の教育力の低下という問題が指摘されるなかで、学校・家庭・地域社会が積極的・主体的に関わっていかなければ、また教育委員会もその関わりをサポートしていかなければ今後の教育振興は図れないということと、またそのことを伝えていきたいということからです。

また「目指す子ども像」につきましては、「人間性豊かな子ども」としてはありますが、これは、現在検討中の、市の基本計画に掲載する政策として「人間性豊かな子どもが育つ教育の充実」を予定しているため、整合を図って、本日案としてお出ししております。

しかしながら、既にこの案を見ていただいたなかでも、「具体的にイメージしづらい」な

どのご意見もいただいております、市の基本計画の分野別計画である教育振興基本計画においては、もう少し具体的でメッセージ性のある表現についても、委員のご意見を踏まえて、検討していきたいと考えております。

以上で、全体構成及び目指す教育の姿・目指す子ども像についてまでの説明を終わります。

引き続き、各編の概要につきまして、それぞれ担当課からご説明させていただきます。

(事務局)

学校教育編について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ここでは大きく学校教育にかかわる現状と課題及び今後3年間の取り組みの方向性について説明いたします。

骨子案の4ページの「現状と課題」をご覧ください。

本計画の策定が、現行の教育基本計画「よこすか未来人プラン」の改訂というところからしますと、この現状と課題については、その「よこすか未来人プラン」の項目にそった形で行うという考え方がありますが、「よこすか未来人プラン」の検証はまだ中間段階であること、また、これから策定する計画の枠組みに合うような項目の方が生かしやすいであろうということで、項目を定めました。

大きくは「子どもたちの現状と課題」と「学校の現状と課題」の二つの項目とし、子どもたちについては「学力や学習状況」「心の状況」「体の状況」を項目とし、学校については「学校の組織力・教職員の力」「連携」「教育環境の整備」を項目として記載いたしました。お時間の関係もありますのでここでは概要の説明でお許しください。

それでは「子どもたちの現状と課題」から説明いたします。

子どもたちの学力につきましては、横須賀市におきましても国の状況と同じように、「思考力・判断力・表現力」「学習意欲」「家庭での学習習慣」について課題があるようです。その一方でアンケート調査からは、「望む学校の姿」として「わかりやすい授業」「楽しい授業」を求める割合が高いなどの状況がわかりました。

心の状況を客観的にとらえることは難しいことですが、本市のいじめや暴力行為の件数、不登校の出現率などのデータからは、国と同じような点、「人間関係」「自己コントロール」「自尊感情」「規範意識」などに関することに課題があるということを伺い知ることができます。しかし、その一方では5ページにありますように子どもたちの豊かな心を感じとれる姿があります。

子どもたちの体の状況については、「体力の低下」、運動する子としない子などの「運動習慣の二極化」、「食生活の問題」などについて課題があるようです。しかし、その一方で「スポーツや運動することが好き」という割合が多いこともわかりました。

6ページをご覧ください。学校の現状と課題についてですが、各学校では、総括教諭という職の導入に伴い、組織の見直しがされたり、学校評価を活用して学校運営などの改善を

図ったりと、児童生徒や地域の実態に応じた学校づくりに努めてこられました。しかし、ここ数年、ベテランの先生の退職とあわせ、若い先生が増え、教職員の年齢的なバランスを取りにくい状況となり、学校運営にも大きく影響を及ぼしています。このような状況からも教職員一人一人の力を高めることが喫緊の課題となっております。

連携につきましては、例えば小学校と中学校の中で子どもの交流活動や先生方の合同研修などが行われ、異校種間の連携が進められたり、保護者や地域の方が教育活動に協力するなど学校と家庭・地域の連携が進められたりしています。

教育環境の整備については、7ページに記載してあるように耐震工事などの施設面、コンピュータ整備などの設備面、ALTの配置などの人的面、そして学校規模の適正化などの制度面において、実施して参りました。

続きまして、8ページ「今後3年間の取り組みの方向性」についてですが、合わせて資料2-1、横版の体系図もご覧ください。

まず、目標1から目標4については、3年間の取り組みの方向性を明確に示すものとして設定いたしました。そしてこれらの目標を実現するために施策と事業を位置付けました。また、これらの目標は国が定めております学習指導要領の理念「生きる力の育成」を指すものであり、目標1から目標4における取り組みを通して、子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進していくこととなります。

それでは各目標及び施策について説明させていただきます。なお、骨子案及び体系図に示されております事業につきましては、今回各施策に位置づく主なものだけ載せてあります。次回素案をご協議いただく際には、その他の事業も掲載する予定です。

目標1「子どもの学びを高めます」は、子どもの「生きる力」をはぐくむために実施する取り組みの方向性として「学びを高める」ことを位置付けたものです。「学び」の定義は様々ありますが、「学び」とは、子どもが人・もの・事柄と出会い、目的をもって主体的にかかわり、学ぶことの楽しさを感じながら自分の見方や考え方を変えていくことであり、その結果、学び方を身に付けたり、自分の成長に喜びを感じたりして、学ぶことの大切さを実感することとしています。

この目標を実現するための施策としては5点位置付けました。

9ページの施策(1)「教育活動の充実」については、「生きる力」の要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指した取り組みを位置付けました。

施策(2)「支援教育の充実」には、障害の有無にかかわらず、子ども一人一人の教育的にニーズに応じた指導・支援に関する取り組みを位置付けました。この中には、特別支援教育の内容も含まれております。

施策(3)「校種間連携の推進」では、これまで実施してきました小中の連携をより推進し、子どもの学びを高めるために小中一貫教育の構築を進める取り組みを位置付けております。

施策(4)国際教育・英語教育及び施策(5)情報教育に関する施策につきましては、社

会的な背景を鑑み、グローバル化や情報化に対応できる子どもを育成するために施策として位置付けました。

11 ページをご覧ください。目標2「学校の組織力や教職員の力を高めます」には、学校の力や教職員の力を高めるための施策を位置付けました。特にここでは学校や教師が、同じ姿をイメージして取り組めるよう「求められる学校像」「求められる教師像」について記載いたしました。

施策(6)「学校運営改善の充実」では、特に学校評価の充実を示し、12 ページの施策(7)「教職員による研究・教職員のための研修」では、特に学校外における研究・研修について記載しました。

逆に施策(8)「校内研究・研修」は学校内で実施される研究や研修をサポートする取り組みを位置付けました。

施策(9)「子どもと向き合う環境づくりの推進」では、教員の多忙化が課題となっていることをふまえ、子どもと向き合う時間を確保するための取り組みを位置付けました。

13 ページをご覧ください。目標3「学校・家庭・地域社会で連携して子どもをはぐくみます」には、学校の取り組みを外部にオープンにして、理解や協力をえるための施策として「開かれた学校づくりの充実」「地域教育力の活用の充実」を位置付け、特に家庭の教育力や子どもの生活習慣が課題となっていることをふまえ、家庭との連携を強化する取り組みとして、施策(11)「家庭との連携による生活習慣の向上」を位置付けました。

また、14 ページの施策(13)「放課後児童対策の検討」は、文部科学省が所管している「放課後子ども教室推進事業」や本市における放課後児童対策の課題をふまえ、教育委員会としても安全安心な放課後の児童の居場所について検討を始めるものです。

最後 14・15 ページにあります目標4「教育環境を整備し、充実させます」には、施設・設備の面では「学校の安全・安心の推進」「情報機器の充実」「学校施設・設備の充実」「学校緑化の推進」の施策を位置付け、制度面では「学校の適正規模・適正配置の推進」「就学援助等の充実」を位置付けました。

教育環境には様々のことが含まれますが、ここでは主に施設・設備や制度という枠組みで施策を位置付けておりますので、教育環境の整備に関わる人的な取り組みについては、他の目標のなかに位置づいております。

たいへん雑駁な説明で申し訳ありませんが、これで学校教育編の説明を終了します。

(生涯学習課長)

続きまして社会教育編についてご説明いたします。

社会教育編も、只今ご説明した学校教育編と同じ構成で、現状と課題、目標という形で整理をしてございます。

現状と課題につきましては、16 ページ、17 ページ、18 ページの頭までに、8 つ挙げてございます。

なお、本日ご説明いたします骨子案につきましては、冒頭説明がありましたように、6月24日の社会教育委員会議に、松本委員に議長をお願いしておりますが、叩き台を出させていいただいて、必要な修正を行ったものをご理解いただきたいと思います。

現状と課題ですが、まず「1 地域社会における教育力」から、「2 学習拠点」「3 学ぶ機会」「4 学びの成果が活かせる社会」そして、17 ページ、「5 文化財」それから社会教育施設であります「6 図書館」「7 博物館」「8 美術館」について、まとめてございます。

16 ページでは、様々な生涯学習のニーズを持った市民の方に対しまして、学習拠点また機会の提供、それから学んでいただいた成果が還元あるいは成果が地域に活かせるような社会が必要だという状況などを認識としてあげております。

17 ページでは、文化財につきまして、横須賀の文化遺産を郷土の誇りとして、守り、伝えていくということが必要で、そのために、市民協働も必要ですし、また指導者や後継者の育成も課題だということを挙げてございます。

それから、図書館・博物館・美術館につきましては、更なるサービスの拡充ですとか、あるいは、古い施設もございますので、そうした整備も必要ですし、あるいは入館者数・の増加、観覧者数の維持等の課題もございます。

続きまして、目標ですけれども、社会教育編につきましては、5つの目標とその下に14の施策を位置付けております。体系図は資料2-2の1枚ものにまとめてございますが、説明はお手元の骨子案の18ページからで、行わせていただきたいと思います。

まず1つ目の目標が、18 ページの「家庭や地域における教育力の向上を目指します」ということございまして、施策としては、「学社連携・学社融合」事業の推進、施策の2番目としまして、「学校・地域・家庭の連携強化による家庭教育力の向上」が必要ということでございます。

特に、学社連携・学社融合につきましては、去る3月に社会教育委員会議から提言をいただきまして、地域と学校が相互に連携を図りながら、協力して子どもたちの教育に取り組む必要があるということのご提言をいただいております、今後この件につきまして、重点的に進めてまいりたいということでございます。

1枚おめくりいただきまして、19ページをご覧いただきたいと思います。

目標の2番目が、「市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります。」ということ、施策といたしましては、(3)として、多様な学習の機会を市民の方々に提供すること、また(4)として「人権教育・啓発」の推進で、すべての人が人権尊重の意識を高めていただけるように、講座や講演会の開催を充実させる必要があるということでございます。また(5)学習の場の提供で、社会教育施設を中心といたしまして、それらが地域の学びの拠点として活用されるようにしていきたいということ、それから学校開放も進めていきたいと考えております。また、20ページの施策(6)「学習情報・学習相談の充実」ということで、これは現在も実施しておりますが、更に充実していきたいということござ

ざいます。

目標の3番目が「学びの成果が活かせる社会を目指します」ということですが、これは目標2に掲げた、学習の機会や場の提供をさせていただき、せっかく学んでいただいた成果をぜひとも地域に還元していただきたいということで、施策(7)として、市民活動やボランティア活動など、学びの成果を活かす活動を支援していきたいということ、それから、施策の(8)として、学びの成果を評価する仕組みづくりについても、併せて検討していきたいと考えております。

21 ページをご覧ください。目標4が「歴史・文化遺産の保存と活用を推進します。」でございます。主に文化財ということで、施策(9)が「横須賀らしい歴史・文化遺産の保存、活用・継承」をしていくということです。これにつきましては、既に指定されている文化財の適切な維持・管理と併せまして、新たな指定もしていく必要がありますし、また、地域にある固有の歴史・文化遺産などにつきましては、市民団体と協働で、保存・継承・活用を図ってまいりたいと考えております。

また施策(10)ですが、横須賀には、旧軍施設が多く、近代化遺産というものがかなりございます。これにつきましては、まだ調査が進んでいない部分がございますので、調査をしっかりとし、保護・活用、特に公開ができるように推進を図ってまいりたいと考えております。

施策(11)が「伝統文化の保存と継承の推進」で、これにつきましては、踊りや伝統芸能といったものが数多くございますので、これらの指導者と後継者の育成について、少しでも、バックアップしていきたいと考えております。

22 ページ、目標5「図書館・博物館・美術館の活動を充実します。」ということで、課題でも申し上げましたが、更なるサービスの充実ということと、それから事業の拡充ということを位置付けております、図書館・博物館・美術館が各々、来館者の増につながるような施策を充実してまいりたいと考えております。

大変雑駁ではございますが、社会教育編については以上でございます。

(スポーツ課長)

スポーツ編骨子案の概要についてご説明申し上げます。教育振興基本計画骨子案の23ページをご覧ください。

スポーツ編では、現状と課題として4項目を掲げ、それを踏まえて3つの目標を立てております。また、その3つの目標を実現するための施策と具体的事業名を記載してあります。

1つ目の課題は、子どもの生活習慣の乱れと体力の低下であります。国が実施した体力・運動能力調査や本市が実施したスポーツアンケートによると、子どもの運動の機会減少や生活習慣の乱れが生じており、子どもの体力は長期的に低下傾向にあることが課題となっております。

2つ目の課題は、社会人のストレス、生活習慣病の解消であります。とりわけ働き盛りの中年層においては社会の情報化、利便化が進む中で、ストレスへの対応、生活習慣病の予防、心身両面にわたる健康維持が課題となっております。

3つ目の課題は、健康寿命の延伸、いきがづくりであります。高齢化が進む中で、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防、いきがづくり等が課題となっております。

24 ページをご覧ください。4つ目の課題が、地域住民の相互交流です。地域住民の相互交流、連携する機会が少なくなってきており、地域の間関係の希薄化が課題となっております。

次に、これらの課題をスポーツの振興を図ることにより改善しようとした時の3つの目標と、それを実現するための施策、事業名を記載いたしました。

1つ目の目標を、「子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ること」といたしました。

25 ページをご覧ください。この目標を達成するための施策を、「生活習慣の改善及び健康・体力づくりの推進」、「体育・健康教育の充実、運動部活動の活性化」とし、各施策の具体的事業例を記載いたしました。

26 ページをご覧ください。2つ目の目標を、「誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を充実させること」といたしました。

27 から 28 ページをご覧ください。この目標を達成するための施策を、「市民の健康・体力づくりの推進」、「市民が主体となる活動の支援」、「スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進」、「スポーツ情報提供の充実」とし、各施策の具体的事業例を記載いたしました。

3つ目の目標を、「競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者のすそ野を拡大すること」といたしました。この目標を達成するための施策を、「国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援」、「ホームタウンチームとの連携強化、各種目スポーツ団体への協力と支援」、「スポーツ指導者の育成と確保」とし、各施策の具体的事業例を記載いたしました。

以上でスポーツ編の骨子案の概要説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(教育政策担当課長)

先ほど、北條委員から本日の会議の進め方についてご質問がありましたので、お答えいたします。

本日は骨子案について提出させていただいて、ご審議をお願いするもので、骨子案について、委員の皆さまから、ご意見をいただきたいと思っております。

骨子案を踏まえて、次回はさらに具体的な計画になります素案を策定し、ご提案をさせていただきますので、次回策定検討委員会で提案する素案の策定に向けて、本日は、計画の大きな方向性などのある程度固めていただければということとさせていただきます。

また、目標や施策などについても様々なご意見をいただきまして、次回の素案に活かしていきたいと考えております。素案づくりに向けて、骨子案全体についてご検討・ご意見

をいただければと思っております。

(北條委員)

そうすると今日は、意見を出してというところまでということで、次の素案に活かすための意見出しということでよろしいですね。

(教育政策担当課長)

はい。

(小林委員長)

そうしますと、もう1度確認しますが、本日は、次回の素案の作成に向けて、計画の骨格を固めることに重点的に議論を進めるということになると思います。そのために、「目指す教育の姿」「目指す子ども像」「各編の目標・施策の構成」などを中心にして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

また、今日の委員会で足りない部分があった場合には、詳細等文言修正なども含めまして、7月23日(金)くらいまででよろしいでしょうか、そここのところを確認したいのですが、事務局に意見を送る機会を設けさせていただくということでもよろしいでしょうか。その点をもう1度、事務局、確認をお願いしたいと思います。

(教育政策担当課長)

ただいま、骨子案についてご説明させていただきましたが、今回は骨子案ということでございますので、まず「目指す教育の姿」「目指す子ども像」の内容、それから「各編の目標・施策の構成」を中心にご意見をいただき、ご議論いただければと考えております。

併せて、「こういう施策も必要なのでは」あるいは、「この施策にはこういった事業も必要だろう」といった意見もいただければ、次回の策定検討委員会でお示しする予定の素案までにその内容を盛り込めるかどうかを検討させていただきたいと思います。

なお、後ほど改めてご連絡させていただきますが、本日時間が足りずに出せなかった意見などもございましたら、7月23日(金)までに事務局までご連絡いただく形をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(小林委員長)

そここのところは、繰り返しになりますが、今日の議論の足りない部分については、7月23日までに委員の皆さまから事務局に意見を送る機会を設けるということですので、それを前提にして、これから協議の方に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局もそれでよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

はい。

(北條委員)

その件でお願いがあるのですが、今回の次第の中では、「横須賀市教育振興計画（骨子案）について」としか書いていないため、どこまで検討するのか分からなかったもので、今回は、明確にさせていただきたいと思います。

(小林委員長)

それでは、今のご意見も生かしながら、これから具体的なところに入っていきたいと思えます。先ほどの、事務局の全体に渡る説明を受けまして、委員の皆さまからご意見またはご質問どちらでも構いませんので、いただきたいと思えます。およその見通しとしまして、その他の部分も次第にありますので、11時45分くらいを目安として進めていきたいと思えます。ご意見等については、挙手でお願いします。

(松本委員)

全体的なまとめとして、前段の部分では大きな問題はないと思えますのですが、「3年間の取り組みの方向性について」の説明について、それぞれの編の書き方が、学校教育編が少し変わっており、他の2つと違っているのですが、全体を統一するか、「3年間の取り組みの方向性」を計画全体でまとめて書くなどしたらいいのではないかと感じました。

それから、字句についてですが、「一人一人」と「一人ひとり」と書き方が違うところがありましたので、統一していただきたいということ。

それから、～たり、～たり、と続く文章が非常に多いです。これは、横須賀市として出す文章ですので、～たり、～たりが、これだけつながっているのはおかしいと思えますので、見直していただければと思えます。全体的な意見として、その3点ほど申し上げます。

(教育政策担当課長)

ご意見ありがとうございました。確かに各編で書き方が統一されていないところもありますので、素案までに、その辺の整合性、字句のチェック、文章の確認をしっかりと行っていきたいと思えます。

(小谷委員)

全体的なところとして、予算的な部分についてどのように考えたらよいかということをお聞きさせていただきたいと思えます。

今回のなかでも、教育の現場の多忙化ということが指摘されていたと思えます。骨子案

のなかでも色々な議論をして固められていくというのは重要なことだと思いますが、推進していく、3年間のなかでこういう事業を行っていくということを考えると、それなりのお金がかかると思います。その辺のところについて、先ほど、人的配置などについては、他の施策のなかで説明するということが言われたと思うのですが、そこら辺について具体的に、どこでどういう形で見えるのか。今までの計画でも、こういう計画があるけれども予算が残念ながら措置できなかったという事業もあったかと思えます。

そういう意味で、ぜひ実現していくということで考えたときに、予算的な措置をどのように考えていられるのかということと、ぜひ実現させる方向での予算措置ができるような状況を作っていただければと思っているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(小林委員長)

予算の措置、見通しをどういう形で表現していくかということですね。

(教育政策担当課長)

この計画のなかには、予算が担保されていないもの、現在実施している事業もそうですが、これから実施していきたいという事業もあります。例えば、トイレの改修のように長年教育委員会として要望しているものですがなかなか予算がつかないというようなものも入っております。我々の姿勢として、今回はそういったものも含めて計画に記載をさせていただきました。

現在、市の基本計画と合わせて、具体的な事業を固める実施計画の策定をしています。そのなかでも、教育委員会から、例えばトイレ改修について実施したいということで、出しています。その実施計画の策定と並行して作業が進んでいますので、そこである程度決まってくれば、この計画のなかでもしっかりと謳えると思います。また、市の実施計画事業としては難しい場合でも、例えば、検討というような形で、そういう意思を出していきたいと考えています。

予算の措置というところでは、担保されていない状況ですが、努力は最大にしていきたいと思えます。

(長谷川委員)

前回の委員会の際に、アンケート等を見たなかでは、学校の多忙化の問題というのが相当あると、そういう状況のなかで、こういった計画を生かすような形で、行っていただきたいといった内容の発言をさせていただいたと思っておりますが、今回の骨子案作成にかかわって、どの部分で、そういった観点を生かすような形で取り組まれたのか、また、10個行っていたものを3つにしたとか、中身的に精査してこれを合わせたとか、そういったことも含めて、お答えいただければと思います。

(教育政策担当課長)

まず計画策定の前段で、アンケートそれから関係の団体にヒアリングをさせていただきました。そのなかで、アンケートでは、教員の方も多忙化というのを答えていらっしゃいましたが、保護者からもそういったご意見がありました。また団体のヒアリングでも、PTA協議会からお話をうかがいまして、保護者の代表からも、現場が多忙であるというご意見をいただきました。したがって、教員が多忙であり、子どもと向き合う時間がなかなか確保できない状況であるということを事務局としては十分認識しております。

そういったなかで、今回骨子案では、学校教育編のなかで、新しい施策として、目標2のなかで、「子どもと向き合う環境づくりの推進」ということで、施策を一つ挙げさせていただいております。その施策のなかの事業は、現在行っているものもありますが、新たな視点として、「総合的な支援策の検討」ということで、子どもと向きあう時間を確保していくための総合的な検討を始めてまいりたいと思います。私どもからの調査の見直しですとか、簡略化、それから学校でどういうことができるかということのを学校と一緒に考えていく事業として、位置付けていきたいと考えております。

(北條委員)

先ほど、小谷さんも言われていたように、予算についての記述がないので、どれくらいのボリュームがあるかも分からないというのが1点目としてあります。もし可能であれば、概算の金額でも記述をされるといいのかなと思います。

2点目は、全体を落としていく、ロジックツリーのような形で、書かれていないので、見ても、全体で、抜けがあるか、漏れがあるか、漏れなく・だぶりなく出来ているのかということが非常に分かりづらいです。そのことに関連しまして、3点目として、学校教育と社会教育とスポーツで、だぶりなく漏れなくカバーできているのが疑問です。見ているなかで、結構重複している箇所があって、こちらでもあちらでも出てくるということがありました。そのことについて、今議論するところではないのかも知れないのですけれども、考えるうえでは、今後、学校教育・社会教育・スポーツの定義というのを見直した方がいいのではないかと思うのですが。

(小林委員長)

全体の構成に関わる部分ですので、事務局お願いいたします。

(教育政策担当課長)

1点目の予算については、金額をここに記載するというのは難しいです。単年度で予算は決まってくるので、先のことについては、書きにくい部分がありますが、何らかの表現ができるかどうかについては検討させていただきたいと思います。

2点目の全体のイメージがよく見えないということについては、次回の素案のときに、

全体のイメージがつかんでいただけるものをご用意させていただきたいと思っております。

3点目の3つの編が全体をカバーできているのか、重複しているものがないのかという点につきましても、全体のイメージを見ていただくなかでまたご検討いただければと思います。今回の計画については、それぞれの編で共通して取り組むものもあると思っておりますので、例えば同じ事業がそれぞれの編に、再掲という形で掲載されているものもあります。そういった形はとらせていただきたいと思います。

(小林委員長)

皆さん方から、全体的な問題について今見ていただいておりますけれども、他にはよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

全体の部分なのですけれども、学校教育編、社会教育編、スポーツ編という順番になっているのですが、生涯学習部では、生涯学習課が筆頭で学校教育課、スポーツ課の順ですが、あえてこうしたという意図がありましたら教えてください。

それから、もうひとつ、スポーツ編についてですが、学校ではスポーツに親しんでいる子ども達というのは、かなりの率で高いですし、また、社会でもそうだと思います。その一方で、文化的な活動に勤しんでいる子どもたちもかなりいます。

いじめなどの問題とも関係している部分があるのですが、文化的な活動について、これは肯定的な意味で捉えておりますけれども、横須賀市は学校教育課が中学生のために支援をしております。それは、1982年当時に、学校にほとんど楽器がなかった。それで吹奏楽がやりたくてもできない、それを市が長期間に渡って、学校に支援をし、今現在、中学校24校中17校が吹奏楽にいそしんでいます。たぶん吹奏楽は人数を言うと約800名いると思います。

さらに昨年は、演劇について、はまゆう会館を学校教育課で提供いただき、子ども達が、1年間で唯一、プロによる照明などをご支援いただいて、不登校の子どもも、演劇の作品を指導者の指導を受けながら、発表しました。それを見た親ごさん達はとっても感動していました。自分の子どもが3年間学校に行き、子どもが感動して卒業できるだけでもすごい充実感だと思うのです。そういう意味では、スポーツ編だけではなくて、文化、いわゆる芸術的文化活動、中学校でいうと、吹奏楽とか演劇とか文芸とか、美術とか、そういうものが多いのですけれども、そういう活動の部分がなくていいのかと疑問を感じているところがございます。せっかくだ行っているの、このなかに入れた方がいいのではと思いました。

(小林委員長)

この3編の構成の順序ということと、スポーツと文化という部分についてですが。

(教育政策担当課長)

まず、並び順についてですが、特に上下関係というのはありませんが、今回、理念部分である目指す教育の姿・目指す子ども像というところで、子どもにある程度重点を置いた構成になっていることと、全体的な事業のボリュームなどについて学校教育がやはり一番多いというところで、こういう並び順にさせていただきました。

文化的な活動については、ご指摘のあったとおりこの中では見えにくいのですけれども、学校教育編の目標 1 の施策 (1) 教育活動の充実のなかに含まれていると考えておりますが、見せ方については少し検討してまいります。

(佐野委員)

今、鈴木委員からお話いただいたことで少し、同じことを考えていらっしゃる方がいてよかったなと思ったのですが、25 ページに、運動部活動の活性化というのが書いてございます。今、運動部に入っていない子どもたちは、唯一吹奏楽部が活性化をされていますが、科学部、写真部、美術部などですと、どちらかというといじめの対象になる。スポーツができないからいるのではないかという風になる。そういった部分で、この分け方を見ると、文化・芸術・科学などについて、子どもたちへの支援を横須賀市はしていないのではないかという風に、捉えられてしまいます。本当にいじめられている子どもの多くが、運動部以外、運動部にいて弾かれて、仕方なく文化部的なところに行くというような実態もありますので、その点をご配慮いただきたいと思います。

それから P T A 協議会には来ていただいて、話を一緒にさせていただきましたけれども、非常に短い時間でし、たくさんの保護者の方々ももっとたくさん言いたいことがあるのではないかと思います。

そういうなかで、計画全体を見ていきますと、学校教育編に比べて、社会教育編の施策面については、素案のときに出てくるのかとも思うのですが、内容が大変薄いのではないかなと感じました。

それから、もうひとつ、P T A 協議会でも取り組んでいく予定になっておりますけれども、I T 関連のこと、今、子どもたちのインターネットや携帯のことというのをもう少ししっかりと取り組んでいくという方向性を出していただいてもいいのかなと思いました。

(小林委員長)

全体のところも含めて、少し中身のところにも入ってきていますが、文化部などの活動などについてももう少し丁寧な記述をとということでしたけれども、何か事務局からございますか。先ほどのように、次回に向けて工夫していくということでもよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

はい。

(小林委員長)

そうしますと、各編の目標・施策の構成について、というところが今日の一つの大事な視点になりますけれども、そちらに入る前に、順序でいったときに、まず、3ページに目指す教育の姿と子ども像があります。その後に各編の目標・施策になるのかと思うのですが、この順序で少し、見ていきたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

はじめに3ページにあります、目指す教育の姿や目指す子ども像について、何か委員各位からご意見ありますでしょうか。

(鈴木委員)

子どもというのは、小・中・高で見ていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

対象としては、0歳から高校生までです。

(鈴木委員)

それに基づいて、目指す子ども像のなかで、～子ども、～子ども、～子ども、～子どもと4つ、人間性豊かな子どもの下に書かれています。最初の「人間性豊かな子ども」の部分はいいのですが、あまりに多いと、上から目線で、大人が子どもはこうあるべきだというメッセージに聞こえてしまうと私自身は感じます。もちろん感じない方もいらっしゃるかと思うのですが。最初に子ども像ということでしっかりと謳っているのです、そういう意味では、「生命や人権を尊重し、思いやりを持つ人」というようなことでもいいのではないかと思います。私は、中学生に対して、人ということを書いており、子どもという言い方はしていません。子どもと大人を分別する際には使っていますが。

子ども像はいいと思うのですが、その下の部分については、そのようにした方がいいかなと個人的に思っています。また検討していただければと思います。

(小林委員長)

今のご指摘にもありましたが、ここは何かを決めるというよりも次回に向けて、この評議上、色々イメージを膨らませておいてもよろしいかと思うのですが、人間性豊かな子どもについての表記の仕方、それから今いただいた4つの具体的な子ども像の表現の仕方、もっとこういうものもあるのではないかと、こういうキーワードが大切になるのではないかと、そのようなご意見・ご感想はいかがでしょうか。

(長谷川委員)

学校のなかでも教育目標などを作りますが、その際には、子どもたちがこれを読んだ方がイメージを持てるような、いつも、こういうことだよな、うちの学校の教育目標はこうだよなと、わかるように工夫はされていると思うのです。挙げられている4つとも素晴らしい中身だとは思いますが、そういった意味でわかりやすさというものも含めて、これから11年間というスパンでこれが生きていくとするならば、横須賀の教育はこういう教育だよねと言えるようなものが、これとのセットであってもいいし、またこれ自体を変えるということでもいいのですが、そういったものがあればいいのかなと思います。

(佐野委員)

どうしても気になるのですが、また、言葉尻をつかむようで悪いのですが、一番上にあります、横須賀の子どもの「横須賀の」という意味を、どう理解したらいいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

横須賀という地域の範囲であり、あるいは横須賀全体で育てていくというようなところを意識して、「横須賀の」という表現をさせていただいております。

(小林委員長)

地域性というか、地域みんなで一緒になってということですね。

(芳川副委員長)

目指す子ども像の話題になるのですが、人間性豊かな子どもについては異論がないのですが、もう少しこの要素を足してもらえるといいかなということがあります。1つは社会教育では、成熟した、という言葉が最近話題になっていたりしておりますので、学校教育でも子どもが、自立した国民であってほしいなどのイメージについて、学校教育法のなかでも謳うようになってきまして、さらにもう一步進んでみますと、次世代の国家や地域を作っていく人なども謳われるようになってきていますので、そういう意味では、自己実現とあるのですが、もしかしたら自己実現ではなく、公的な事項、社会に対して、自分自身の力を生かしていくとか、そうやって社会を変えていくとか、そのあたりのニュアンスがもう少し加わるといいのかなという感じを受けましたので、少し考えていただければと思います。

(小林委員長)

今のイメージを少し肉付けしていただけると。あるいは、何か新たなメッセージ性をこめて、横須賀らしさとなれば一番いいのでしょうかけれども。

(鈴木委員)

私が、今学校で行っていることのなかに、学校目標は一つあるのですが、それ以外に私は5つの願いというのを子どもたちに、言っています。

今、子どもたちは、比較的受け身の社会の中で生きている。逆に受け身を強いられてきているということだと思うのです。ですから、企画がないとだめだし、プログラムがないとだめです。

自分の学校のことを言うのは恐縮ですけども、現在、ホタルの里というのに取り組んでいるのです、これが4年目になりまして、今年100匹飛んだのです。そこでは年齢でいうと2歳から80歳までの人が集います。他の学区からきた子が今実行委員長を務めており、その子どもとは親しいのですけれども、そのときに、私たちは、意識的にそこに規制をかけない取り組みをしています。

学校のなかで私が意識していることは、子どもが主体的になる、例えば、礼儀正しい人になってほしいという言い方を子どもたちにすると子どもはそう思っている、そんなこと言うなよという感覚がすごくある。そこでどうしたかという、「礼儀正しい私」ということで言いきっています。そういう風になろうよと、「学力向上に努める私」であってほしい、「時と状況が分かる私」であってほしい、素直な心・人の意見を十二分に聞いたり、伝える、そういうキャッチボールを出来る人になってほしい、それから最後に、その4つを支える基本的なものとして、「感謝の出来る私」、日本語の美しい、ありがとうという言葉が出る、そういう学校や地域でありたいなということを、子どもたちに色々なところで刷り込んでいます。10年・20年経ったときに、そういえばうるさい校長がいたなと、いつもありがとうと言っていたよな、というようなそういったメッセージ性のある言葉があるととってもいいかなと、個人的に思っています。国語は苦手ですので、この言葉がいいかなというのはないのですが。

(小林委員長)

どうしても、文章表現するとき、3人称で一般化して表現するとそれはそれで落ち着くわけですけども、逆に、メッセージ性をこめていくとか、子どもの育ちを主体的に捉えていくなら、1人称の視点で、僕・私という視点から表現していくというのも非常にインパクトあるかもしれませんね。

今、ここで明言はできにくいかもしれませんが、今出たようなアイデアを事務局の方で検討していただいて、次回の素案にできるだけ反映させていただければと思います。

(教育政策担当課長)

はい。

(小林委員長)

それでは、各編の目標及び施策の構成等について、少し具体的にご感想・ご意見いただ

きたいと思いますが、順番に一つ一つやっていくのも時間の関係で厳しいかも知れませんが、皆様方の関心のあるところから自由に、多角的にいただければと思います。

(松本委員)

学校教育編でいいますと、8ページの目標1「子どもの「学び」を高めます」の説明の2行目に「学ぶことの楽しさを感じながら自分の見方や考え方を変えていくこと」と書いてありますが、変えさせることが、「学び」を高めることではなくて、やはり、子どもの考え方を醸成させていくためにあり、変えさせるのは目的ではないので、文言としてはどうかと思います。

それから、9ページ施策(2)支援教育の充実で、「障害の有無にかかわらず、いじめや暴力～」とありますが、「障害の有無にかかわらず」の部分は余分で、なくても文章が成立するので、わざわざここに書き出す必要がないのではないかと思います。

それから、11ページの施策(6)ですが、最後の方に「学校評価」を充実させます。とありますが、学校評価を充実させるというのはどういうことなのでしょう。学校評価には、自己評価と学校関係者評価と第三者評価があると思いますが、そのどれに向けてやろうとしているのでしょうか。

それから、13ページの施策(11)ですが、家庭との連携による生活習慣の「向上」と謳っているのですが、内容のところでは、生活習慣の「確立」になっていて、これもタイトルと中身が不一致ではないかと思います。

14ページの施策(15)では、情報機器の充実を謳っていますが、説明では、いきなり「情報機器を活用し、」となっていますので、「プロジェクター～活用し」までは、タイトルから行くともあまり意味がないのではと思いました。

施策(18)学校の適正規模・適正配置の推進とありますが、その「適正規模」とは何をもっと適正規模といっているのか、場合によっては保護者の方が混乱するのではないかと思います。

(小林委員長)

すべてに渡ってこの場で回答というわけにはなかなかいかないかもしれませんが、事務局の方で関連して、コメントがあればいただきたいと思います。

(教育政策担当課長)

まず、8ページの「子どもの「学び」を高めます。」のところなのですが、ここは、今でも子ども自身が主体的に物事に関わって、そのなかで自分自身の意思で、色々なものの考え方や見方を変えていくという思いで書いたのですが、少し伝わりにくかったかとも思いますので、もう一度表現を検討させていただきたいと思います。

9ページの「支援教育の充実」にあります、「障害の有無にかかわらず」という部分は、

今まで支援教育というと、特別支援教育が主たる部分であったのが、今は、障害の有無にかかわらず様々な支援が必要な子どもがいますので、そういった意味であえて書かせていただいたのですが、ここについてももう一度検討させていただきたいと思います。

(事務局)

学校評価についてですが、先ほど松本委員からもありましたように、学校評価には3点あるわけなのですが、自己評価の実施にあたって、今学校では、アンケート調査を活用しながら、それを分析して自己評価ということをしているわけなのですが、例えば自己評価の仕方について、非常に具体性のないまま進められていたことや、または重点化されないまま評価がされていたということでは、改善策に結びつきにくいような自己評価が現状ではまだ見られるという点、それから、学校関係者評価につきましては、よりしっかりとした組織を立てながら、自己評価についての評価・検証ということについて、これは努力義務になっていますので、実施されているところもあれば、まだそこまでたどりついていないところもありますので、そういったところも含めて、学校評価というものを充実させていくという方向での取組ということをご理解いただければと思います。

(教育政策担当課長)

13 ページの施策 (11) 「家庭との連携による生活習慣の向上」について、タイトルと中の文言が合わないということにつきましては、素案までに再度確認させていただきたいと思います。

14 ページの施策 (15) 「情報機器の充実」につきましては、現在パソコンはほぼ配備されていますが、まだプロジェクターや実物投影機などは若干、出来ていない部分がありましたので、あえて表現させていただきましたが、こちらについても再度検討させていただきたいと思います。

15 ページの「学校の適正規模・適正配置の推進」の適正規模、確かにこれだけ見るとわかりませんので、横須賀市では適正規模として、12 学級から 24 学級を適正な規模と定義しておりますけれども、そのことを用語解説等でわかるようにしていきたいと思います。

(北條委員)

7 ページの 9 行目、「子どもの生活全体をとらえて、基本的な生活習慣・学習習慣・運動習慣を確立したり、教育環境を整備したりする」という文言がありますけれども、先ほど少し出ました社会性ということがここには記載されていないので、社会性を表現する文言があったほうがよいのではないかと思います。社会性の醸成というのを付け加えていただきたいと思います。

9 ページ施策 (1) 「教育活動の充実」の①、上から 6 行目に「家庭と連携して子どもの学習習慣の確立を図ります。」とあるのですが、これは、目標の 1 ではなくて、目標 3 に「学

校・家庭・地域社会で連携して子どもをはぐくみます」というのがありますので、そちらではないかと思いました。

それから、直接骨子案についてということではないのですけれども、施策（２）のなかで、特別支援学級について、私も実態はよくわからないのですけれども、対応が変わってきており、市の対応も変わってきていると思いますので、特別支援学級のなかでの目標や目的というのが変わってきている時期にきているのではないかと思いました。

施策（４）「国際教育の推進と英語教育の充実」ということで、横須賀市は国の方針以上に進めているわけですが、市の特性を考えるともっと加速して欲しいという希望があります。特に、小学校の高学年と中学校で増やした方がいいのではないかと考えています。

施策（６）「学校運営改善の充実」のなかで、「学校評議員の役割を生かしながら」とありますが、運営の改善というのは、おそらく教職員の方全員の参加が必要なのではないかと私は思いましたので、もし可能であれば、全員の参加が、ということを追加してほしいと思いました。

施策（７）「教職員による研究・教職員のための研修の充実」には、新規採用職員の研修もあると思うのですが、この部分がかかなり課題になっているということが、現状と課題でも書かれていますので、一つ抜き出して事業として挙げてもいいのかなと、思いました。

施策（１３）「放課後児童対策の検討」ということで、これは今検討されているということですが、まだまだ放課後の学校の開放というのが、少し弱いのかなという気がして、ぜひ児童生徒が、放課後でも学校で過ごせるように、進めてほしいと思います。

施策（１５）「情報機器の充実」で、「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感できる授業」は大切だと思うのですが、情報機器を充実させるだけでこういうことが実現できるとは思わない、むしろ他の要素があるのではないかと思いましたので、違和感を感じました。

（教育政策担当課長）

７ページの社会性の醸成ということについては、検討させていただきたいと思います。

９ページの「家庭と連携して子どもの学習習慣の確立を図ります。」の部分については、学校でも学力向上推進事業のなかで、家庭への教育についての取り組みをしていきますので、そういった部分で、こちらにも書かせていただいております。

特別支援学級それから国際教育につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。

１１ページの「学校運営改善の充実」で、教職員の全員参加をとる部分についてですが、こちらについても検討させていただきたいと思いますが、委員の皆様からのご意見をいただければと思います。

１２ページの新規採用職員の研修についてですが、事業レベルでというところで、検討させていただきます。

14 ページの(13)「放課後児童対策の検討」につきましては、現在、放課後児童対策につきましては、こども育成部が主体になって取り組んでおりますけれども、そういったなかで学校の施設を活用している部分がありますので、教育委員会としても放課後児童対策、放課後の居場所づくりについて検討していきたいということで、施策として挙げさせていただきます。

(15) 情報機器の充実については、これも環境整備、ハード面が主体となっております、目標1には、施策(5)で「情報教育の推進」がありますので、このあたりでうまく表現できるかと思っておりますので、検討させていただきます。

(北條委員)

最後の「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感できる授業」という部分はどこか他で表すころができればいいのかなと思います。

(小林委員長)

今までのところで、どうしても学校教育についてたくさんご意見をいただいておりますけれども、社会教育・スポーツもございますので、最後まで含めてご意見がありましたら。

(長谷川委員)

前段の現状と課題に関しては、かなりまとまっているなと思いました。そのなかで具体的な施策に関わってという部分で、例えば、施策(1)の教育活動の充実というところが、8項目あがっており、勿論全て大事なことなのですが、例えばこれを全部学校現場にやれということではなくて、今年はこれをというような形で、選択ができるようなあり方など、今後の課題になってくると思いますが、そういった観点も含めご検討いただきたいと思います。というのは、先ほど多忙化の話をしたなかで、施策(9)の「総合的な支援策の検討」のなかで、対応するということでしたが、当然それだけではなくて、トータルで学校現場を見ながら、多忙化の課題について対応していただきたいという風に思っております。

色々な事業名についてはこれから中身を見ながら、中身が出てきたときにといたしますけれども、例えば施策(17)に、「校庭の芝生化事業」が挙げられていますが、これは、新市長がぜひとも言った中身だと思いますが、学校の実情をきちんと見ていただいたなかでの芝生化の推進、勿論一律ということは考えていないと思うのですが、学校のグラウンドは多目的で使っているものですから、全面芝生となるとなかなか大変な状況もありますので、施策の部分である程度の弾力性も含めて考えていただければと思います。

(佐野委員)

皆さんの意見でほとんど出ましたので、一つだけ、13 ページの施策(11)「家庭との連携による生活習慣の向上」のなかで、「早寝・早起き・朝ごはん」は県の教育委員会などが言

っていることで、私たちもしょっちゅう耳にしているのですが、「横須賀の子ども」ということでしたら、横須賀独自のものがあればなおよいかと思えます。

7ページ下から13行目のところで、英語教育に関して、ALTとFLTの表記がありますが、10ページではALTの表記しか出てきませんが、これは何か理由があるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

ALTなどということで書かせていただいておりますが、FLTも含まれております。

(小林委員長)

全体の中で見ると、社会教育編の部分が薄いのではないかという話も先ほどございましたが、社会教育編についてもご意見などありましたらお願いします。

(鈴木委員)

生涯学習として行っていることと思うのですが、実際に私も見たところで言うと、本校で訪問相談員さんを学校教育課で配置していただいておりますが、これは非常に素晴らしい取り組みと評価しています。このために救われている子どもがいっぱいいるのです。

その訪問相談員の方がPTAの成人教室で講演をしていただきたいということで、子育てと思春期について話をしました。本校では、保護者は実は600人なのですが、40人くらいが参加して話を聴いていたのですが、親ごさんたちは涙を流して聴いていました。そのくらい、自分の子どももそうですけれども、他者の子どもが苦しんで頑張っている、家庭環境の厳しさも含めてということの話をされていたのですね。

そういう意味では、家庭教育の充実を図るという意味で、やはり生涯学習課で、人が集まらないと仕方がないので、呼びかけをしたらどうかと思います。子どもが小学校のときに、親ごさんが子育てで、かなりつつとっているという感じがしています。そういう意味では、小学校にくるクレームのかなり多くは、子育ての疑問をぶつけるクレームだと思います。そういったクレームは、教えてあげれば分かるものが大半なのではないかなと思います。実は隣の人に聞けばよかったのだけれども、聞くネットワークを今の親ごさんは持っていないのではないかと思います。そういう意味で、生涯学習課が、小学校の校長会やPTA、佐野委員はPTAの代表として参加されておりますが、と協賛しながら、あまり肩肘張らない形で、お呼びして、実施したらどうかと思います。

例えば、本校では道徳教育を夏休み研修で大学の先生をお呼びして行っています。そこで、小中連携のための道徳の授業などの内容で講演していただくのですけれども、近隣の4つの学校の先生方にも参加をお願いして一緒に学びましょうというシステムをとっています。そういう風にしたら、人は集まるのではないかと思います。そういう意味での、生涯学習課の課題は、非常に大事なことだと思っています、それが1点です。

もう1点は、学校教育編のなかでも出てきたのですが、子どもの育ち方の歪みというのは、子ども自身に責任があるのかなという思いがあります。今の時代のなかでそうせざるをえないという実態がある。私が一昨日の職員会で先生方にお示ししたのですが、簡単に紹介させていただきたいと思います。たぶん委員の皆さまもそういう考え方だろうと思いますけれども、一つだけとって情報化社会に特化して書いたものですが、紹介させていただきます。

「皆さんも承知のように、情報化社会の落とし穴として以下のことが考えられる。相手を操作し命令することに慣れすぎ、自分がされることにはうるさく感じる。そして、実体験がないのに体験した気になる。経過を無視し、結果や切り替えに慣れ、せっかちで変わり身が早くなる。そのことが人に謙虚さを失わせている。自分なりの生き方や主体的に求める主体性の欠如が生まれる。

2つ目は美しいものへの感動や弱いものへの思いが希薄になり、人間らしい感性が鈍化している。

3つ目は自己中心的な傾向が顕著になり、さびしさとか孤独を感じて、生徒が時として疲れたような、大人の行動をとる。そういうことがあるのではないか。」

そういう意味で、影の部分克服するために、体験学習や直接体験や学ぶことの意義などを喚起して、感動や未知のものへの知的好奇心を喚起させる取り組みが今あると思うのですね。

職業体験やキャリア教育など、そういう意味では横須賀市は非常によくやっている。2番目にキャリア教育とかボランティア教育とか、本校では地域連携デーということで、町内会の人たちと1年間に1回、3年間で3回と町内会長と子どもたちが知り合います。だから会長とはいつもあいさつができる。「会長は、今日何をやっているの」「今日は散歩、足腰鍛えるから」「お前は高校大丈夫なのか」という会話ができる。そういう意味では、人間関係能力や自分再発見能力等の取り組みは、横須賀市はとってもよくやっていると思います。

それから3番目に、これは先生方によく言っているのですが、五感を使って体験できる学習力の充実を図ってほしいと言っています。そのために、地域や保護者の人たちをコーディネートして、その克服に努める必要がある。それが本校ではホタルの里の取り組みで、探究心を抱く、そういう子どもたちを生んでいく、私は理科離れというのはそういうことだと思います。そのために、教育委員会でも言っていますが、人がいかに生きるべきか、そういうことを考えていくうえで、人間形成に欠くことのできないものとして、国語の教科はもとより、読書力を喚起してほしいと先生方にメッセージとして伝えたのです。そのことが、私たちが、新しい教育の課題のために、横須賀市が取り組んでいるものとして特化しながら、やっているのですよともう一度確認しながら、自信を持ってやっていきましょうと言ったのです。そういった意味での課題というのが、学校教育編のなかに、ズバツとはいかないとは思いますが、やれているのですから、その肯定的な部分を

どんどん出していったらいいと思います。

(生涯学習課長)

鈴木委員がおっしゃる通りだと思います。今、生涯学習課で実施しているのは、PTA協議会にお願いして、家庭教育学級といたしまして、昨年度も17校で3,000人の参加をいただいて、様々講演会をやっていただいているのですが、その企画については、各PTAに生涯学習課としてどうしてもお任せのような状況でやっているものですから、ニーズをきちんとつかんでいない部分があるのですが、一方で、生涯学習センター等では、様々な学びをした方が、講師予備軍としてたくさんいるわけで、そうした、その学校でのニーズと人材をつなげていけるような事業、それがまさに学社連携・学社融合なのですが、これを実行していくのが生涯学習課に新たな役割として求められているものと認識しております。ですから、この計画のなかでその辺がしっかりと書けていない部分があるということかと思っておりますので、そういう認識を持っているということのなかで、今のご意見を踏まえて、分かりやすく書いていきたいと思っております。

(芳川副委員長)

今の部分で、既に検討されているということなのですが、もしそうであれば、学社連携や学社融合というのは、随分長く言われてきていることで、むしろ今は、協働という言葉を使うようになってきています。学校支援ボランティアという形ではなくて、実際に社会教育が、学校教育へ入っていくときに、様々視点の違いや時間の違いがありますので、実は言われているのは、学校支援コーディネーターの養成についてでして、やはりスムーズに社会教育が学校教育につなげるための人を、せつかくですので考えていただくと、さらに一歩進んだ目標設定ができるのかなと考えています。

もう1点ですが、社会教育から学校教育へつなげることを考えたときに、いつも思っているのは、子どもがなかなか地域のお祭りだとか活動に参加してもらえないということが言われています。横須賀の状況は違うかも知れませんが、段々と大人の行事になってしまっている、子どもたちをどうやって、様々な社会教育を主催するイベントに参加するようにするか、実はかなり腐心しないと、子どもたちはどんどん地元ではなくて、横浜に行くなどしてしまいます。横須賀を見てもらいたい、どう定着させたらいいのかそこに関係するようなプランとか方針が入るといいのではないかと、先ほど横須賀らしさということと関係して思いました。

(生涯学習課長)

1点目におっしゃっていただいたコーディネーターの養成につきましては、学社連携・学社融合についての社会教育委員からの提言のなかでも言葉をいただいておりますが、自信がなくてこの計画には書いていなかったのですが、内部でしっかりと検討させていた

だきたいと思います。地域の祭りなどへの参加については、最近子どもが非常に忙しいという状況と関係があるかと思っていますので、行政計画のなかでどこまで書けるかということは課題だと思いますが、書けるかどうかは別として、念頭においていきたいと思いません。

(北條委員)

社会教育編で何点かあります。

施策(1)の学社連携・学社融合のなかでですが、このなかで、「社会教育で学んだ成果を学校教育に活かす」という文言があるのですが、視点が少し違うのではないかなと思いました。子どもの教育を支援するなどの視点に切り替えていただいた方がいいかなと思いました。

施策(2)の家庭教育力の向上の部分で、家庭教育力というのがどのようなもので定義されているのかがよくわからなかったもので、これも定義があれば教えていただきたいと思いました。

目標2「市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります。」で、これは、最初の方を書いてあったのですけれども、主体的に社会の形成に参画する市民を作るということがあったのですが、働く人のための学習機会、特に中小企業の方で働いている方の学習機会を作っていただきたいと、大企業ならば会社内で行っているのでしょうけれども、特に中小企業の方の学習機会が必要だと思いました。

それから目標3「学びの成果が活かせる社会を目指します。」という題なのですけれども、これも少し視点が違うのではないかなと思ひまして、成果が活かせるのではなくて、社会に活かせる学びを提供するということがいいのではないかなと思いました。どういうことかという、実際には職業訓練ですとか、資格取得など実践的に社会で使っていくようなものを企画して行った方がいいのではないかなと思いました。

目標5に関して、老朽化やバリアフリー化が問題になっていたと思うのですが、ここでは方向性が出ていないので、どうなってしまったのか見えづらかったということがありません。

(生涯学習課長)

学社連携・融合につきましては、学社連携・融合という言葉は、社会教育と学校教育の連携・融合ということですので、端的に社会教育の成果を学校教育に活かすということなのですが、当然、その目的としては北條委員のおっしゃるように、子どもの育成を支援していくことのために、社会教育と学校教育の連携が必要だということをございまして、端的に書いたという部分はございしますが、当然、その目的としては委員ご指摘のようなことがありますので、表現として加えるかどうかについて、検討させていただきたいと思ひます。

家庭教育力の定義につきましては、はっきりしたところはあまり認識していないのですが、学校に入学した段階で、しつけが出来ていない子どもが、なかにはいる場合もあるという状況がありますが、ただその辺の表現というのは行政計画ということもあって、あまり「しつけが～」というのは書きづらいということもあるので、それを全部包含して、家庭教育力という表現をとらせていただいております。

19 ページの職業人の学習機会ということなのですが、北條委員がおっしゃるとおりと思うのですが、やはり家庭にいる方、仕事をリタイアされた方が、学習する機会が地域でないということを重点的にサポートしていくという意味で、今市民大学等は、そういった方が対象となっているところがございます。何回かの講座についても平日の昼間にやっていることが多いのですが、なるべく土日・夜間にできるようなものがあれば、指定管理者、生涯学習センターとも調整して、行っていきたいと思いますが、ここで書くというよりは、事業レベルで検討させていただきたいと思います。

学びの成果を活かせる社会の話では、社会に活かせる学びを提供するというのはおっしゃるとおりで、それはそれとして市民大学等でやっていく必要はあると思うのですが、この目標については、社会に活かせる学びだけではなくて、色々な学びがニーズとしてあるわけで、そうした学びを研究した方が、自分の自己実現だけではなくて、それを社会に活かしていただきたいという趣旨で一つ目標として立てておりますので、北條委員がおっしゃることはわかりますが、それは、目標2のなかで提供していきたいと思います。目標3は、そういう視点ということでご理解いただきたいと思います。

最後の老朽化の話なのですが、おっしゃるとおりで、課題のなかで書いているのですが、なかなか今後11年間、あるいは特にこの3年間のなかで、建替えなどに言及できるような状況ではありませんので、今ある施設を前提に活動を充実していくということに留めさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

(小林委員長)

時間が少なくなってまいりましたが、ぜひスポーツ編につきましてもご指摘いただければ。

(齋藤委員)

全体的に今回の教育振興基本計画については、よくまとまっていると思うのですが、1点、予算面で、せっかくこれだけのものを検討しているのですから、事業仕分けをやるとかやらないとかという噂も聞いておりますけれども、ぜひ後退しないように、前進するように教育委員会全体で、取り組んでいただきたいと思います。

それからスポーツ編については、スポーツ振興審議会の方でも検討させていただいておりますので、それをできるだけこの委員会の方に反映させていきたいとそんな風に考えております。

(松本委員)

社会教育編の19ページ、施策(3)と(5)のところで、コミュニティセンターのことについての記述があるのですが、今日いただいた資料6のNo4では、教育委員会が所管する社会教育についての11年後のあるべき目標とそれを達成するための施策を立てていきま、と書かれています。そうするとコミュニティセンターは、現在、教育委員会は所管されておりませんが、これは、どちらの立場を取るのでしょうか。

(生涯学習課長)

箱モノとしてのコミュニティセンターは、松本委員ご指摘のとおり、市民部の所管になるのですが、教育委員会の業務をコミュニティセンターの一部として市民部に事務委任をしている部分がございますので、コミュニティセンターのなかの社会教育として、教育委員会の業務を市民部が行っている部分について記載しているということで、分かりにくくて恐縮なのですが、コミュニティセンターの一部としてご理解いただければと思います。

(松本委員)

そうしますと19ページは、記載内容の通りでということによろしいですか。

(生涯学習課長)

はい、教育委員会の行っていることを書くなかに、教育委員会が市民部に行ってもらっていることも書いているということがございます。

(北條委員)

目標2、施策(4)27ページ、市民スポーツのところで、私もそうなのですが、個人でスポーツをしたいという方がいますので、個人参加でもチームの競技に参加できるような環境、個人でもバスケットができるなど、他都市のスポーツセンターでやっているのですが、そういったものもやっていただけるといいなと思いました。

それと施策(6)で、横須賀市で企業が持っている運動施設もあると思うのですが、そういった施設の活用促進を検討していただきたいと。もし既に行われていたら申し訳ありませんが。

(スポーツ課長)

チームスポーツへの参加については、おっしゃる通りだと思いますので、検討させていただきます。

それから企業のスポーツ施設についても、現状では、拝借して使わせていただいたりする場面もございますが、なかなかここに書きにくい部分もございましたので、状況を確認

めて、できるだけ対応していきたいと思います。

(小林委員長)

そろそろ、残り時間も少なくなってまいりましたので、ご意見等につきましては、あとお一人で最後にさせていただければと思います。

(佐々木委員)

質問で申し訳ないのですが、7ページのところで、下から5行目に、「各学校には・・・」というところで、スクールカウンセラーという言葉、これがよく出てくるのですが、私の認識のなかでは、どちらかというとふれあい相談員や訪問相談員の方が、相談を受ける機会が多い気がするのですが、子どもたちの意識のなかに、特に小学生のなかにスクールカウンセラーという認識がどのくらいあるのかというなかで、このスクールカウンセラーというのは、ふれあい相談員・訪問相談員と同義語で使っているのか、それとも全く別のものとして認識しているのかということと、このアンケートの中の、相談相手は誰ですかというなかに、選択肢として出ているもので、そこでもスクールカウンセラーとなっていて、この中に、訪問相談員・ふれあい相談員というのを含んでいるのだとしたら、小学生の0%というのは、あまりにさびしい数字かなと、あるいは、その他に入っているとしたら、訪問相談員やふれあい相談員の位置付けは学校のなかで、どういう風に位置付けられているのだろうかという質問をさせていただきたいと思いました。

(学校教育課長)

今、ご指摘いただいたことで、スクールカウンセラー、あるいは小学校に入っているふれあい相談員、中学校に入っている訪問相談員、実は、日数的に違いがありまして、スクールカウンセラーは県の配置で、資格も臨床心理士またはそれに準ずる方が週1回中学校区に派遣されている形になります。中学校区に入っているのです、そこから小学校へ要望があれば行くという形になっており、非常に回数に限られているという現状でございます。それを補完する意味で、小学校ではふれあい相談員が週2回、中学校では訪問相談員を週4回配置しているところがございますので、子ども達にとっての相談しやすさという面であれば、訪問相談員・ふれあい相談員が非常に多くなっています。従いまして、最初の窓口としては、各相談員に相談して、相談員ではなかなか抱えきれないケースについて、スクールカウンセラーにという形を想定している部分がございますので、今ご指摘いただいた部分のことが、表現できるように検討させていただきたいと思います。

(小林委員長)

それでは、議事1については、ここまでとさせていただきたいと思います。

本日、委員の皆さまからいただいた意見については、事務局で一度整理して、次回の素

案にぜひ反映させていくよう検討をよろしくお願いいたします。

また、時間がなくて出せなかった意見などについては、事務局へお送りいただくことでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、事務局から「2 その他」についてお願いいたします。

(事務局)

それでは「2 その他」につきまして、3点ほどご説明させていただきます。

まずは、追加意見の送付についてです。多くの意見をいただき、ありがとうございます。ただお時間の関係で、まだ言い足りなかった部分また他の委員の意見を聞きながら、こういうこともという追加の部分などがございましたら、7月23日(金)までに、メール、FAXまたは郵送で、事務局までご送付をお願いしたいと思います。

追加でいただいた意見につきましては、整理したうえで、各委員の皆さまに情報提供させていただくとともに、本日いただきました意見と同様に、素案に反映させていただきたいと考えております

次に、会議録についてです。会議録につきましては、前回と同様、作成でき次第、確認用のものを送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、修正がある場合は、確認の依頼文書に記載の期日までにご連絡ください。確認出来次第、ホームページと市政情報コーナーで公開してまいりたいと思います。

最後になりますが、次回の会議の開催予定でございます。すでに開催通知を送付させていただいておりますが、第3回の本委員会、素案を提案させていただきますが、9月17日(金)午前10時から、本日と同じこの、横須賀市役所301会議室で開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、何かご意見がございますか。よろしいでしょうか。

終了するまえに、全般的なことで何か質問などはありますでしょうか。

それでは、質問もなくなりましたので、これで第2回の横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会は終了させていただきます。

《閉会》